

公益財団法人尼崎市スポーツ振興事業団における就業条件等

公益財団法人尼崎市スポーツ振興事業団が指導員として雇用する職員の就業条件については、次のとおりとする。

1 就業の場所及び従事すべき業務

(1) 就業の場所

原則として尼崎市内又は猪名川町内の事業所

(2) 従事すべき業務

原則として指導員はスポーツ指導に関する業務（スポーツ・トレーニング・水泳等の指導など）、事務員は一般事務等（受付業務・電話対応・経理など）

2 始業及び終業の時刻等

(1) 始業及び終業の時刻

原則として午前8時30分から午後10時30分（交代制）

(2) 休憩時間

勤務時間が6時間を超える場合は45分、8時間を超える場合は1時間

(3) 休日等

4週間につき8日（月曜定休日）、年末年始（12月29日～1月3日）、国民の祝日

(4) 休 暇

ア 有給休暇（年次休暇（初年度10日）、結婚休暇（7日）、忌引休暇、夏季休暇（6日）、特別休暇）

イ 無給休暇（妊娠中の女性職員に対する通勤に係る休暇、通院休暇、産前産後休暇、育児時間、子の看護休暇、生理休暇、介護休暇）

3 報酬月額

(1) 大学卒 230,700 円

(2) 短期大学・専門学校卒 222,300 円

(3) 高校卒 214,500 円

4 諸手当

(1) 手当の種類

通勤手当、特殊勤務手当、超過勤務手当、休日給、宿日直手当及び賞与とする。

(2) 賞 与

451,000 円（年額）（勤務成績により、増減有）

5 昇給

年1回（4月）

6 福利厚生

健康保険、厚生年金、雇用保険、ハートプルクラブへの加入

7 食費、作業用品等

(1) 食 費

支給しない。

(2) 作業用品

制服及び作業用品は貸与等する。文房具は自己負担とする。

8 安全及び衛生

労働災害保険の加入、定期健康診断の実施

9 職業訓練等

随時職員研修を実施する。

また、資格取得に対する金銭面の一部補助制度があります。

10 災害補償等

労働災害保険の範囲内

11 雇用契約期間の更新

雇用契約期間は、1年以内とする。ただし、事業団の業務の必要に応じ契約を更新することがある。

12 正規職員への登用

勤務成績等により、正規職員（無期雇用）へ登用いたします。

13 退職等

(1) 退 職

ア 退職を願い出て、理事長が承認したとき。この場合、少なくとも30日前に理事長に退職願いを提出すること。

イ 死亡したとき。

ウ 契約期間が満了したとき。

(2) 退職手当等

支給しない。ただし、継続して3年以上勤務し、かつその期間中の勤務成績が特に良好であった者については、次の割増報酬を支給する。

ア 在職期間3年以上5年未満 退職時の給料月額の0.5か月分

イ 在職期間5年以上 退職時の給料月額の1か月分

ウ 5年以上は、在職期間5年につき1か月を前号の月数に加算した月数分

以 上